令和８年度グローバル人材育成センター埼玉事業業務　企画提案競技実施要項

１　委託業務の内容

（１）委託業務名

令和８年度グローバル人材育成センター埼玉事業業務委託

（２）委託業務内容

別添仕様書のとおり。

（３）委託期間

令和８年４月１日（水）から令和９年３月３１日（水）までとする。

（４）委託上限額

３９，３９０，０００円（消費税及び地方消費税）を含む）を上限とする。

この金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。

２　参加資格の要件

次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

（１）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること

（２）埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

（３）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。

（４）本件企画提案競技の公告日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。

（５）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

（６）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第２条第２号に掲げる暴力団、同条第６号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行っていないこと。

（７）法人税、法人都道府県民税、法人事業税、特別法人事業税、消費税及び地方消費税等納付すべき税金を滞納している者でないこと。

（８）仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること。

（９）本事業の仕様書で定める業務について，十分な事業遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び埼玉県の指示に柔軟に対応できること。

（10）過去５年間に、国や地方公共団体から、人材育成や就職相談にかかる事務局業務を受注した実績があること。

３　スケジュール（予定）

公告掲載及び質問の受付開始	令和８年３月　２日（月）
質問受付期限	令和８年３月　５日（木）１７時まで
質問回答期限	令和８年３月　９日（月）
参加申込書等提出期限	令和８年３月１０日（火）１７時まで
企画提案書等提出期限	令和８年３月１６日（月）１６時まで
プレゼンテーション審査	令和８年３月中旬～下旬
審査結果通知	令和８年３月下旬

４　質問事項の受付・回答

（１）質問方法

質問書（別記様式１）を下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

（２）電子メールアドレス

a2705-01@pref.saitama.lg.jp

（３）電子メールの件名

「グローバル人材育成センター埼玉事業業務」質問書（法人名）

（４）質問受付期間

令和８年３月２日（月）～３月５日（木）１７時まで

※ メール送付の旨、担当あて電話連絡をすること

（５）質問への回答

質問者を伏せた上で、令和８年３月９日（月）までに、全ての質問者に回答する。

なお、メール以外による質問には応じない。

５　参加申請書の提出

本企画提案競技に参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、以下に基づき参加申請書を提出する。

（１）提出期間

令和８年３月２日（月）から３月１０日（火）１７時まで（必着）

（２）提出書類

企画提案競技参加申請書（別記様式２）

（３）提出方法

下記電子メールアドレスに電子メールで送信するものとする。

・電子メールアドレス：a2705-01@pref.saitama.lg.jp
・件名：「グローバル人材育成センター埼玉事業業務」参加申請書（法人名）
※ メール送付の旨、担当あて電話連絡をすること

６　企画提案書等の提出

（１）提出期間

令和８年３月２日（月）から３月１６日（月）１６時まで（必着）

（２）提出書類

ア　企画提案書表紙（別記様式３）

イ　企画提案書（Ａ４判・横向き・横書きとし、様式は任意とする。）

仕様書に記載した事項を踏まえ、次の項目について提案を行うこと。

なお、提案では、「①仕様書の内容を具現化したもの」、「②仕様書に独自で上乗せするもの」、「③仕様書と異なる提案を行うもの」の別が明確に判別できるようにすること。

（ア）基本方針

本業務を実施する上での基本方針及び重要と考えるポイントを記載すること

（イ）業務の受注実績

令和３年４月から令和８年３月の間で本事業と同等の受注実績がある場合は記載すること（企画提案書提出時点での見込みも含む）

（ウ）業務の実施方法

仕様書に記載の項目について、実施方法を具体的に提案すること。

なお、項目にない新たな取組の追加提案も可能とする。

（エ）事業実施体制

本業務を実施するために必要な人数や職務内容など、具体的な実施体制を記載すること。

ウ　委託料の見積書

・「１（４）委託上限額」に掲げる金額（消費税及び地方消費税を含んだ額）の範囲内で作成すること。

・見積書は、総額だけでなく、項目ごとの内訳及び単価等が分かるように計上すること。

・宛名は、「埼玉県知事 大野元裕」とすること。会社印、代表者印は不要。

エ　定款及び登記事項証明書（提案日前３か月以内に発行されたもの）

オ　決算関係書類（過去１年分の貸借対照表及び損益計算書）

カ　法人等の概要（パンフレット等法人の概要が分かるもの）

（３）提出方法

企画提案書一式をＰＤＦデータ化の上、下記電子メールアドレスに電子メールで送信すること。

・電子メールアドレス：a2705-01@pref.saitama.lg.jp

・件名：「グローバル人材育成センター埼玉事業業務」企画提案書（法人名）

・データ提出にあたり、埼玉県のファイル便を使用する場合は事前に引き取り便の送付を受けること。

※ データ送付の旨、担当あて電話連絡をすること

７　委託候補者の決定方法

委託先の選定にあたっては、企画提案書等を提出した者が、令和８年度グローバル人材育成センター埼玉事業業務委託に係る委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）においてプレゼンテーションを行い、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、当該審査の結果、評価が最も高かった提案者を委託候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の団体を委託先候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が１者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託候補者として選定する。または、応募者多数の場合は、提出された企画提案書等に基づき事前に書類審査を行い、プレゼンテーションを行う者を３者程度に選定することがある。

８ 選定委員会の開催

（１）日程等

令和８年３月中旬～下旬頃にオンラインで開催予定。

詳細な時間等については、企画提案書等を提出した者に対し、応募者多数の場合の書類審査の結果を含め、電子メールで通知する。

（２）内容

ア　企画提案書に基づくプレゼンテーション及び質疑応答

イ　企画提案書等に記載した内容と異なる新たな提案は行わないこと。

ウ　１者当たり１５分以内でプレゼンテーションを行い、その後、質疑を１０分程度行うこととする。

エ　出席者は１者につき３名以内とし、本業務を直接担当する者を必ず出席させること。

オ　選定結果は電子メールで通知する。

９　契約の相手方の決定方法

業務委託契約に当たっては、業務内容に関する細目事項等について、委託先候補者と県の間で協議し、提案内容に応じて仕様書を変更するなどした上で、地方自治法施行令第167 条の２第１項第２号の規定に基づく随意契約を行うため、委託先候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において契約を締結する。

ただし、特別な理由により委託先候補者と契約締結ができない場合は、他の提案者のうち順位が上位の者から順に契約交渉を行うものとし、最終的に交渉が成立した提案者を受託者とする。協議の上、企画提案の一部を変更する場合がある。

契約書は埼玉県財務規則等関係法令に基づき作成し、双方協議の上、締結する。

また、令和８年度歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業費にかかる減額があったときは、当該企画提案競技は無効とする。

10　留意事項

（１）提案の失格、無効

次のいずれかに該当する申込みは無効とする。

ア 談合その他不正行為が行われたと認められるもの。
イ 資格審査の結果、参加資格がないと認められるもの。
ウ 虚偽の申請により資格を得た者が提出したもの。
エ 指定する提出期限を超えて提出（到達）したもの。
オ 提出書類に不足があるもの。
カ 企画提案協議参加希望書等に代表者の記名がないもの。
キ 予定価格を超える金額で見積書を提出したもの。
ク 見積金額を訂正したもの。
ケ 誤字、脱字等により意思表明が不明瞭であるもの。

（２）企画提案競技の停止、中止又は取消

緊急等やむを得ない理由等により、企画提案競技を実施することができないと認められる場合は、当該企画提案競技を停止、中止又は取り消すことがある。

なお、この場合において、当該企画提案競技に要した費用を埼玉県に請求することはできない。

（３）その他

ア 参加申請に係る全ての費用は参加者の負担とする。
イ 提出された参加申請に係る全ての書類について返却しない。

11　問合せ先・質問事項及び企画提案書等の提出先

埼玉県 県民生活部 国際課 総務・グローバル人材育成担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１

電子メール：a2705-01@pref.saitama.lg.jp
電 話：０４８－８３０－２７１１
担当者：猿田・福家